

相模原市身体障害者自動車改造費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 対象者は、市内に住所を有し身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 運転免許証に限定条件が付されたことにより、自動車の操向装置等の一部の改造(既存の操向装置等の作り直し等の工事をいい、容易に取り外しができるものを除く。以下同じ。)をする必要がある者。ただし、市長が特に改造が必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 就労等に伴い、自動車(自ら又は家族が自動車検査証の使用者である自家用自動車に限る。)を自ら運転するため、当該自動車について前号の改造をする必要がある者

(3) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成額)

第3条 助成額は、前条の規定による対象者が操向装置等の改造に要する経費とする。ただし、100,000円を限度とする。

(申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、自動車の改造に着手する前に、相模原市身体障害者自動車改造費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 自動車の車体全体、ナンバープレート及び改造部分に係る写真

(4) 操向装置等の改造に係る見積書

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、助成を決定したとき

は助成限度額を定め、相模原市身体障害者自動車改造費助成決定通知書（第2号様式。以下「助成決定通知書」という。）を、却下するときは相模原市身体障害者自動車改造費助成却下通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 助成決定通知書の交付を受けた者は、速やかに改造工事に着手しなければならない。

3 助成決定通知書の決定を受けてから改造の完成日までに、転出等により市内に住所を有しなくなった場合には、改造工事に着手していた場合であっても、その事実をもって決定は無効とする。

（完成届）

第6条 助成決定通知書の交付を受けた者は、改造工事が完了後、速やかに工事完成届（第4号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）自動車の車体全体、ナンバープレート及び改造部分に係る写真

（2）操向装置等の改造に係る領収書

2 市長は、工事完成届の提出があったときは、速やかに完成検査を行うものとする。

（支給）

第7条 助成金は、前条第2項の規定による完成検査の終了後、助成決定通知書の交付を受けた者からの相模原市身体障害者自動車改造費助成請求書（第5号様式）に基づき支給する。ただし、前条第1項第2号の操向装置等の改造に係る領収書の金額が助成決定通知書の助成限度額を下回っていた場合は、その領収書の金額を支給する。

（再申請）

第8条 助成金の支給を受けた者が再度の申請をする場合は、前回とは別の自動車であっても、前回の助成決定通知書の交付日から5年間を経過していなければならない。ただし、市長が改造の必要性を特別に認めた場合は、この限りではない。

（返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金を受けた者がいるときは当該助成金を返還させることができる。

（委任等）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が定める。第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必

要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年度分の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、前回の決定日が平成30年3月31日までのものについては、第4条第3項による再申請の5年経過を要件としない。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

相模原市身体障害者自動車改造費助成申請書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所 相模原市
 電話番号
 氏 名

相模原市身体障害者自動車改造費助成要綱第4条の規定により自動車改造費について申請します。

| | | | | | |
|--|-------------|---------|---------|-------|-------------------------------------|
| 身体障害者 手帳 | 第 号 年 月 日交付 | | | 障害名 | 級 |
| 運転免許証 | 番号 | | 交付年月日 | 年 月 日 | |
| | 種類 | | 条件 | | |
| 改造の 内容 | 車種 | | | | |
| | 改造の説明 | | | | |
| | 改造の工期 | 年 月 日から | 年 月 日まで | | |
| | 改造経費 | 円 | | | |
| <input type="checkbox"/> 支給 助成限度額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 却下 理由 _____ 上記のとおり決定してよろしいか | | | | | |
| 課長 | 担当課長 | 担当者 | 合議 | 公印 | 收受日 _____ 起案日 _____ 決裁日 _____ |

相模原市身体障害者自動車改造費助成決定通知書

殿

相模原市長

年 月 日付で申請のあった相模原市身体障害者自動車改造費助成については、次のとおり決定したので通知します。

| | |
|---------------|------------------------------|
| 対 象 者 | |
| 住 所 | 相模原市 |
| 対象とする 経 費 | 自動車を障害に適するように改造する経費で申請のあったもの |
| 助成 <u>限度額</u> | 円 |

注 意

- 1 この通知を受けとった後、速やかに自動車改造に着手すること。
- 2 自動車改造の工事の内容を著しく変更するときは、市長の承認を受けること。
- 3 自動車改造の工事が完成したときは、速やかに下記窓口に連絡し、工事完成届を提出すること。
- 4 助成金の支払いは、工事完成後の請求に基づき行う。
- 5 再度の申請をする場合には、本交付日から5年間を経過していること。

〇〇〇〇〇課

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

相模原市身体障害者自動車改造費助成却下通知書

殿

相模原市長

年 月 日付で申請のあった相模原市身体障害者自動車改造費助成については、次のとおり却下したので通知します。

却下理由

| | |
|-------|------|
| 対 象 者 | |
| 住 所 | 相模原市 |

○○○○○課

電 話 ○○○-○○○-○○○○

F A X ○○○-○○○-○○○○

第4号様式（第6条関係）

工 事 完 成 届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所 相模原市

氏名

電話番号

相模原市身体障害者自動車改造費助成要綱第5条の決定に基づく工事が、次のとおり完成しましたので届出します。

| | |
|-------|-------|
| 対象者氏名 | |
| 住 所 | 相模原市 |
| 完成年月日 | 年 月 日 |

上記の工事完成届に基づき確認しました。

年 月 日

担当者 _____